

お客様各位

『すぐに使える！事例でわかる！外国人実習・雇用実戦ガイド 第3版』
内容誤りのお詫びと訂正について

『すぐに使える！事例でわかる！外国人実習・雇用実戦ガイド 第3版』の掲載内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

掲載箇所	誤	正
13 ページ 下から 11 行目	特定性能	特定 技能
67 ページ 下から 8 行目	技術	技術・ 人文知識・国際業務
96 ページ 下から 13 行目	技術	技術・ 人文知識・国際業務
99 ページ 下から 2 行目	技術	技術・ 人文知識・国際業務
147 ページ 上から 7 行目	高度専門 職 外国人やその配偶者	高度専門 職 外国人やその配偶者
147 ページ 下から 8 行目	定留 資格	在留 資格
154 ページ 図表 2-27 日本で準備する資料		以下を追加 5. その他、ガイドラインに規定する項目に係る説明書
165 ページ 上から 4～7 行目	これらに該当する者は、 <u>本邦の介護福祉士養成施設を卒業していないことから、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士として登録したとしても、基準に適合せず、在留資格「介護」への変更は認められません。</u>	これらに該当する者が、 <u>介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士として登録した場合、在留資格「介護」への変更が認められます。</u>
165 ページ 上から 12～15 行目	介護福祉士 <u>上</u> の登録をした場合、基準に適合することとなりますが、 <u>在留資格「介護」への変更を認めるか否かは、変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかを個別に審査され判断されることとなります。</u>	介護福祉士 <u>上</u> の登録をした場合、基準に適合することとなり、 <u>在留資格「介護」への変更が認められます。</u>
165 ページ 下から 11～12 行目	① <u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律 30 号）40 条 2 項 1 号から 3 号までのいずれかに該当すること</u>	① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律 30 号）40 条 2 項 5 号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 21 条第 3

		号に該当する場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること
165 ページ 下から 6～8 行目	が要件です。本邦において、所定の介護の実務経験を積んで介護福祉士国家試験の受験資格を得る、いわゆる実務経験ルートは、対象となりません。	が要件でしたが、令和2年4月1日に上陸基準省令が改正され、養成施設ルート以外のルートで介護福祉士となった者についても在留資格「介護」が認められるようになりました。
166 ページ 上から 3 行目	令和2年度	令和8年度

以上

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17
<https://www.daiichihoki.co.jp/>
TEL 0120-203-694/FAX 0120-302-640